

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月2日

静岡市長 難波 喬司 殿

提出者

住 所 静岡市葵区追手町10番93号

氏 名 地方独立行政法人静岡市立静岡病院

理事長 小野寺 知哉

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 054-253-3125

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	地方独立行政法人静岡市立静岡病院
事業場の所在地	静岡市葵区追手町10番93号
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業 (P83)
② 事業の規模	病床数: 506床 ・一般病床: 500床 ・感染症病床: 6床
② 従業員数	1,258人 (パート職員293人含む) (令和5年4月1日現在)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 廃棄物処理計画書 廃棄物の処分経路 参照

(日本産業規格



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙 廃棄物処理計画書  
令和5年度 管理組織図 参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	918.912 t	0.891 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	918 t	0.8 t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の分別方法についてマニュアルを作成し、院内に周知し、感染性廃棄物の減量に努めている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 新人等職員研修にて廃棄物の分別方法を説明し、感染性廃棄物に診療材料の梱包資材等、別の廃棄物が混入することを防ぐ。

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	918.912 t	0.891 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	0.891 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	918 t	0.8 t
	優良認定処理業者への処理委託量	918 t	0.8 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	919.803 t	
	(今後実施する予定の取組等) 今後も引き続き電子マニフェストを使用し、管理を実施していきたい。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

# 廃棄物処理計画書

令和5年度

地方独立行政法人静岡市立静岡病院

1. 事業場の概要

- (1) 事業場の名称 地方独立行政法人静岡市立静岡病院
- (2) 事業場の所在地 静岡市葵区追手町10番93号
- (3) 事業の種類 医療業（一般病院）
- (4) 職員数 1,258人（パート職員293人含む）（令和5年4月1日時点）
- (5) 病床数 506床（一般500床、感染症6床）
- (6) 患者数
  - ア 年間延べ患者数
  - （令和4年度） 入院 152,862人
  - 外来 255,064人
  - イ 1日平均患者数
  - 入院 419人
  - 外来 1,050人

2. 廃棄物の状況

(1) 排出される廃棄物の種類、令和5年度排出量（見込み）、容器・梱包、分別品名等

産業廃棄物	特別管理産業廃棄物	感染性	ア 鋭利物
			イ 固形物
			ウ 液状物
	通常の産業廃棄物	非感染性	エ 引火性廃油
			オ 廃プラスチック類
			カ 金属屑
			キ ガラス屑
			ク 蛍光灯
ケ その他不燃ごみ等			
事業系一般廃棄物	可燃物	コ 可燃ごみ	
	不燃物	サ 乾電池	
資源ごみ	シ ペットボトル、缶類		
	ス 個人情報文書		
	セ 段ボール・新聞・雑誌・雑紙類		

(2) 容器・梱包方法、分別

ア 鋭利物

排出量：233,2900（金属屑・ガラス屑＋プラスチック類の混合物）

容器・梱包：メディカルペール缶＋黄色バイオハザードマーク

分別品名：注射針、注射器、メス、輸血パックとルート、プラスチック注射針、使用済真空採血管等、抗がん剤（アンプル、バイアル瓶、注射器、注射針、ボトル、ルート）、点滴ルート、針付採血用ホルダー、廃培地、廃血液、廃血清、検査用プラスチック容器類 他

イ 固形物

排出量：2,734,960

容器・梱包：ダンボール箱＋ビニール袋＋オレンジ色バイオハザードマーク

分別品名：人口透析用血液回路、手術等病理廃棄物（臓器、組織等）血液、体液等の付着のある脱脂綿、ガーゼ、包帯、チューブ、カテーテル、ゴム手袋、プラスチック製品等、採血用ホルダー、人工呼吸器回路加温加湿モジュール、血液が付着した紙オムツ 他

ウ 液状物

排出量：470

容器・梱包：ポリ容器＋赤色バイオハザードマーク

分別品名：人工透析廃液

エ 引火性廃油

排出量：990

容器・梱包：金属缶

分別品名：キシレン、ベンジン等

オ 廃プラスチック類

排出量：725,220

容器・梱包：水色ポリ袋

分別品名：点滴パック、点滴ボトルなど院内で発生するプラスチック製品及び個人情報に記載されたプラスチック製品、その他プラスチック製品  
(湿性生体物質で汚染されていないもの)

カ 金属屑

排出量：76<sup>m<sup>3</sup></sup>

容器・梱包：バラ積載

分別品名：事務用品、ロッカー、書庫、金属製ベッド、金属器具 他

キ ガラス屑

排出量：2,400

容器・梱包：ドラム缶

分別品名：清涼飲料水等のガラスくず 他

ク 蛍光灯

排出量：285kg

容器・梱包：段ボール

分別品名：蛍光灯、蛍光管

ケ その他不燃ごみ

容器・梱包：バラ積載

分別品名：医療機械、ケーブル類 他

コ 可燃ごみ

排出量：228,290

容器・梱包：a) 透明ポリ袋

b) 黒色ポリ袋

分別品名：a) 裁断したリストバンド、血・体液等の付着のない繊維屑等、厨芥類生ごみ等、発砲スチロール 他

b) 紙オムツ類（大便は便器、汚物流して処理し、接触感染予防策をしているものはバイオハザードマークシールを貼って、感染性固形物として廃棄。アイソトープ検査オムツは病棟専用容器へ一定期間保管後処分する。）、陰部洗浄用コップ

サ 乾電池

排出量：640kg

容器・梱包：バラ積載

分別品名：乾電池

シ ペットボトル、缶類

容器・梱包：透明ポリ袋

分別品名：清涼飲料水等のペットボトル、缶類

ス 個人情報文書

排出量：50,710kg

容器・梱包：ダンボール箱＋部署名、溶解文書の記載

分別品名：個人情報に記載されている書類（ホッチキス、普通のクリップは混入可能）

セ ダンボール・新聞・雑誌・雑紙類

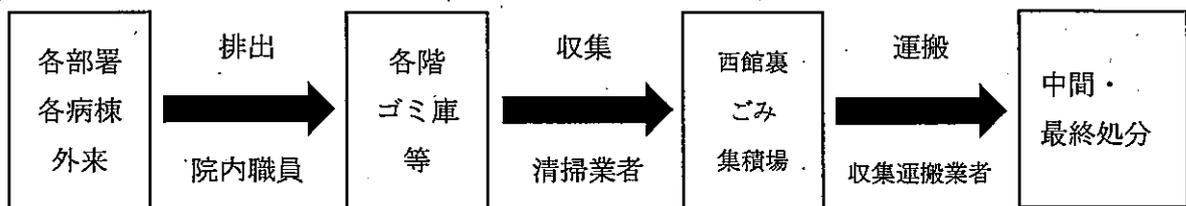
排出量：22,390kg（ダンボール）860kg（新聞）3,920kg（雑誌）12,880kg（雑紙）

容器・梱包：バラ積載、透明ポリ袋、ダンボール

分別品名：ダンボール、新聞、雑誌、雑紙類（個人情報に記載されている書類は除く）

### (3) 廃棄物の処分経路

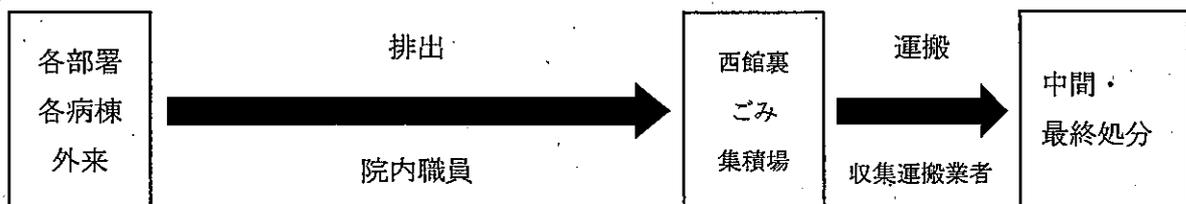
①



対象の廃棄物：ア 鋭利物、イ 固形物、ウ 液状物、オ 廃プラスチック類、キ ガラス屑

※運搬後、中間・最終処分の間に積替え保管場所に一時的に置く場合もある。

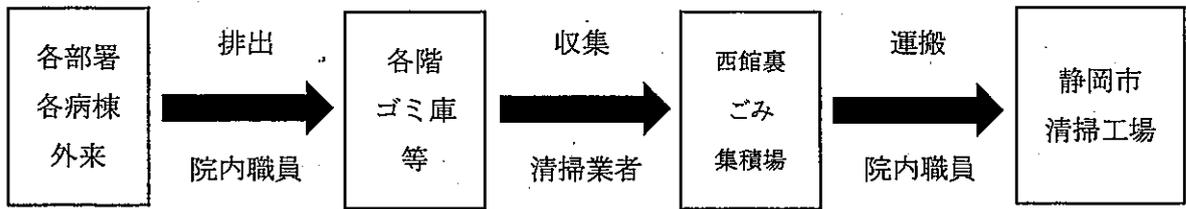
②



対象の廃棄物：エ 引火性廃油、カ 金属屑、ク 蛍光灯、ケ その他不燃ごみ

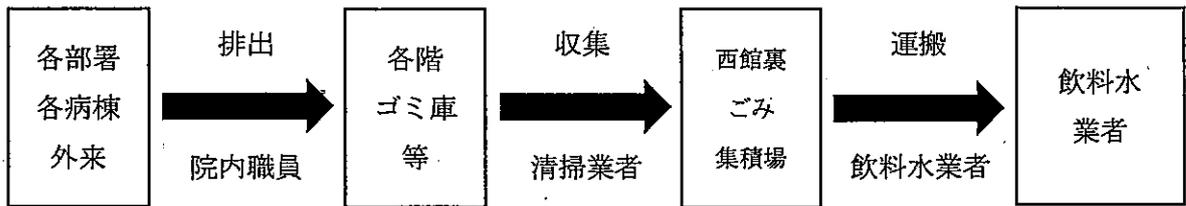
※運搬後、中間・最終処分の間に積替え保管場所に一時的に置く場合もある。

③



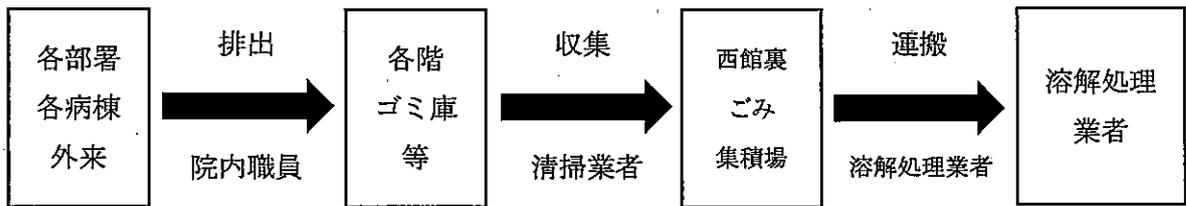
対象の廃棄物：コ 可燃ごみ、サ 乾電池

④



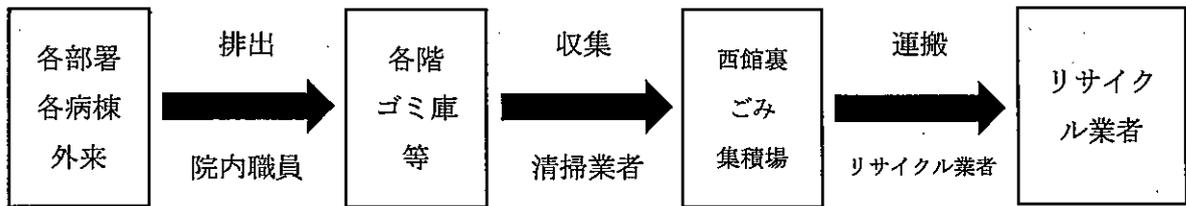
対象の廃棄物：シ ペットボトル、缶類

⑤



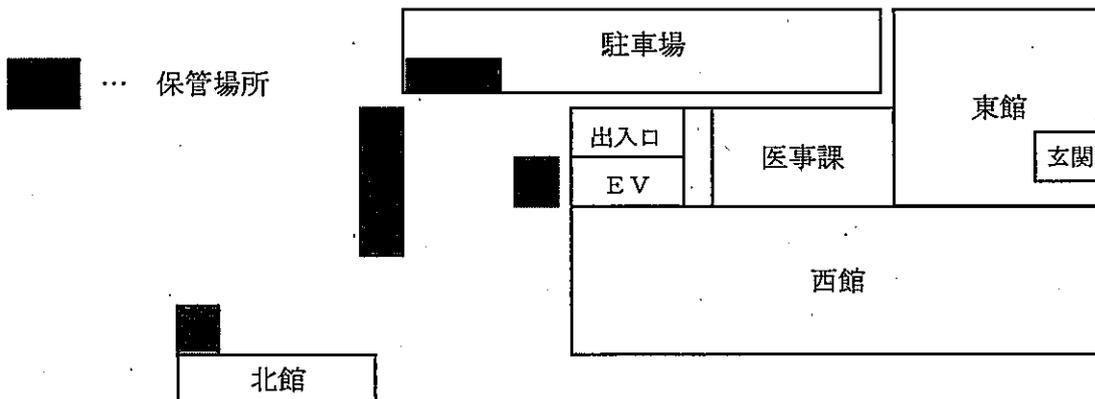
対象の廃棄物：ス 個人情報文書

⑥



対象の廃棄物：セ ダンボール・新聞・雑誌・雑紙類 ※清掃業者とは、清掃業務の受託者。

(4) 保管場所略図



(5) 排出予定

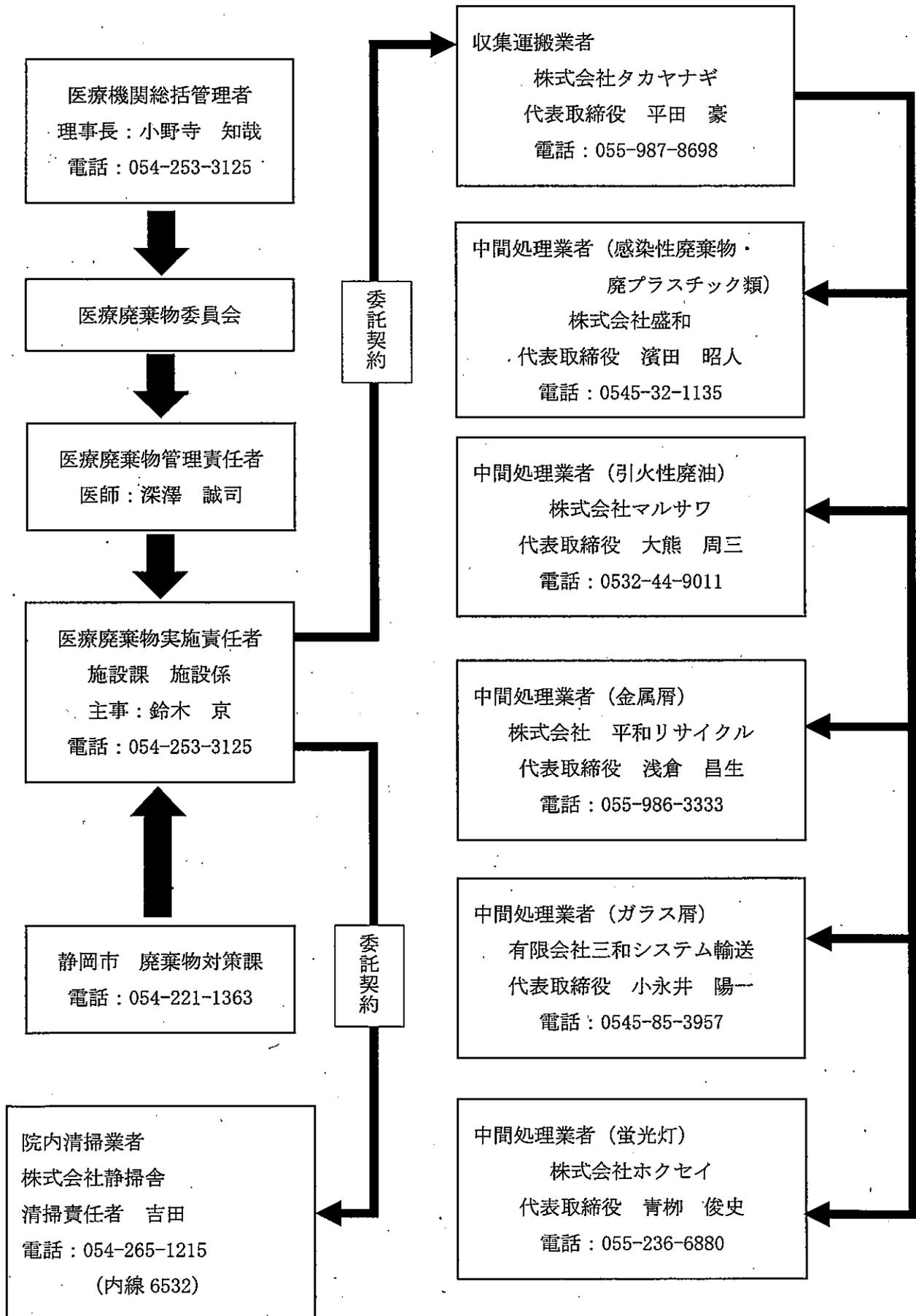
毎週3回（月曜、水曜、金曜）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
回数	12	14	13	13	13	13	13	13	13	14	12	13	156
排出量 (千ℓ)	315	317	317	317	317	317	317	316	316	317	315	316	3,797

3. 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

4. 令和5年度管理組織図



業務事項	委託業者名・住所	処分品目・許可番号
	院内清掃 院内廃棄物 収集	静岡県静岡市葵区長沼3丁目8-29 株式会社静岡舎 代表取締役 福本 英司
収集・運搬	静岡県沼津市西間門14番地の1 株式会社タカヤナギ 代表取締役 平田 豪	静岡県 第02261000544号 特管 第02212000544号 愛知県 第02350000544号 特管 神奈川県 第01402000544号
委託業者の業務内容 中間（最終） 処理・ 最終処分	静岡県富士市依田橋333番地の2 株式会社盛和 代表取締役 濱田 昭人	感染性廃棄物 静岡県 第02271015534号 特管 廃プラスチック類 静岡県 第02221015534号
	愛知県豊橋市伊古部町字東荒子 41 番地 株式会社マルサワ 代表取締役 大熊 周三	引火性廃油 豊橋市 第09670007590号 特管
	静岡県駿東郡長泉町元長窪480番地の1 株式会社 平和リサイクル 代表取締役 浅倉 昌生	金属屑 静岡県 第02221052669号
	静岡県富士市北松野803番地の1 有限会社三和システム輸送 代表取締役 小永井 陽一	ガラス屑 静岡県 第02221066464号
	山梨県中巨摩郡昭和町清水新居962番地2 株式会社ホクセイ 代表取締役 青柳 俊史	蛍光灯 静岡県 第02221107257号

委託業者に関する事項

院内清掃 契約締結日：令和4年3月3日

契約期間：令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

廃棄物処理 契約締結日：令和5年2月14日

契約期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5. 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

地方独立行政法人静岡市立静岡病院医療廃棄物委員会設置要綱

(目的)

第1条 地方独立行政法人静岡市立静岡病院（以下、「病院」という。）で排出される医療廃棄物について「医療廃棄物処理マニュアル」及び関係法令等に基づく安全で衛生的な処理を確保することを目的に設置する。

(所奉事項)

第2条 地方独立行政法人静岡市立静岡病院医療廃棄物委員会（以下「委員会」という。）は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討する。

(1) 医療廃棄物に関すること。

- －1 感染性廃棄物による院内感染事故の防止に関すること。
- －2 医療廃棄物の処理計画に関すること。
- －3 医療廃棄物の管理規定の作成に関すること。
- －4 医療廃棄物に関する知識の普及と安全管理の啓発に関すること。
- －5 医療廃棄物の処理状況の把握及び処理に関する記録の作成、保管に関すること。
- －6 その他医療廃棄物に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成し、委員長及び副委員長は、病院長が指名する。

また、委員は、委員長が指名する。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(3) 委員 12名程度（手術室科長、麻酔科医師、薬剤師、看護師、臨床工学技士、放射線技師を含む技術職員、及び事務職員）

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が召集する。

2 会議は年1回の定例会のほか必要に応じて開催する。

3 委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の会議の評決は出席委員の3分の2以上の賛成がなければ決定することができない。

5 委員会は必要に応じて会議に係る関係職員を招集できる。

(責任者の選任)

第6条 委員会は委員の中から次の責任者を選任する。

(1) 医療廃棄物管理責任者

(2) 医療廃棄物実施責任者

2 医療廃棄物管理責任者は感染性医療廃棄物の処理に関し必要な知識を有する医師を選任し、医療

廃棄物実施責任者は医療廃棄物の処理に関し必要な知識を有する者を選任する。

(責任者の職務)

第7条 責任者の職務は次のとおりとする。

(1) 医療廃棄物管理責任者は処理計画に基づき、感染性廃棄物の排出、分別、梱包、中間処理などに係わる具体的な実施細目を作成し関係者に周知徹底する。

(2) 医療廃棄物実施責任者は処理計画に基づき医療廃棄物の処理を実施する。

(答申及び報告)

第8条 委員長は会議終了後、速やかに会議の結果を地方独立行政法人静岡市立静岡病院運営会議に答申または報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、施設課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の検討を経て委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 6. 廃棄物の処理に関する事項

(1) 医療廃棄物を含む廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令その他の規則はもとより、地方独立行政法人静岡市立静岡病院が別に定める静岡市立静岡病院医療廃棄物管理規程を遵守するとともに、行政の環境施策に協力する。

(2) 廃棄物の処理は排出事業者自らの責任において行うものであり、院内から発生した廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から最終処分に至るまでを現地確認(処理状況、維持管理状況、周辺状況)及びマニフェスト等により確認をし、常に的確に管理を行う。

(3) 関連する法令により、排出量及び最終処分量の削減に寄与するため数値目標及び達成時期を定め、実施する。また、これらの処理に関する目標及び計画は、定期的に必要な見直しを行う。

(4) 廃棄物の抑制及び分別の徹底に努める。可能な限り再生利用を積極的に行う。